

## 許可要件の審査

申請書類及び営業所調査により、申請者、経營業務の管理責任者及び専任技術者について、許可の区分、業種ごとに要件を満たすことを確認し、「許可要件審査票」に記録する。

建設業許可を受けるための主要な要件は次のとおり（建設業法第7条）  
経營業務の管理責任者としての経験がある者を有すること  
営業所に専任の一定の基準を満たす技術者を有すること  
請負契約に関して誠実性を有すること  
請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有すること

### 1 経營業務の管理責任者（経管）について

主たる営業所には、許可を得ようとする建設業の経營業務を管理する責任者（経管）を常勤で置かなければならない。

申請においては、経管の経験が適正な証明者に証明されなければならない。

#### （1）経營業務の管理責任者（経管）

経管と認められる者の条件

ア 現在の役職が以下に該当すること。

- ・ 法人の場合：常勤の役員（監査役を除く）
- ・ 個人の場合：本人又は支配人（要登記）

イ 経験の年数が次のいずれかに該当すること。

（法第7条第1号イ）（昭和47年3月8日建設省告示第351号）（平成9年12月26日建設省告示第318号）

- ・ 許可を受けようとする建設業（業種）に関し、5年以上「経管」としての経験を有している。
- ・ 許可を受けようとする建設業（業種）以外の建設業（業種）に関し、7年以上「経管」としての経験を有している。
- ・ 許可を受けようとする建設業（業種）に関し、7年以上「経管に準ずる地位」にあって、「経營業務を補佐した経験」を有している。
- ・ 許可を受けようとする建設業（業種）に関しての「経管に準ずる地位」での「経營業務を補佐した経験」と、許可を受けようとする建設業（業種）以外の建設業（業種）に関しての「経管」の経験が通算して7年以上ある。

いずれも国内での経験に限る。

経管としての経験の内容

対外的に責任を有する地位にあって、受注者としての建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、次のいずれかの経験をいう。

- ・ 法人役員（監査役を除く）としての経験（非常勤の経験を含む。登記がなされていること。）
- ・ 許可のある営業所の所長（令3条の使用人）としての経験
- ・ 許可のない営業所の所長ではあるが、500万円未満の建設業請負契約の締結権限を持つ者としての経験
- ・ 個人事業主本人又は支配人としての経験

経營業務を補佐していると認められる地位

- ・ 法人の場合：役員に次ぐ職制上の地位（営業部長その他の管理職社員以上）
- ・ 個人の場合：事業主補佐（配偶者、子等）

経営業務を補佐していると認められる経験の内容

の地位にあり、**経営に準ずる権限**を持って、許可を受けようとする建設業（業種）に関する建設工事の施工に必要な**経営業務（資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等）**に従事した経験を言う。

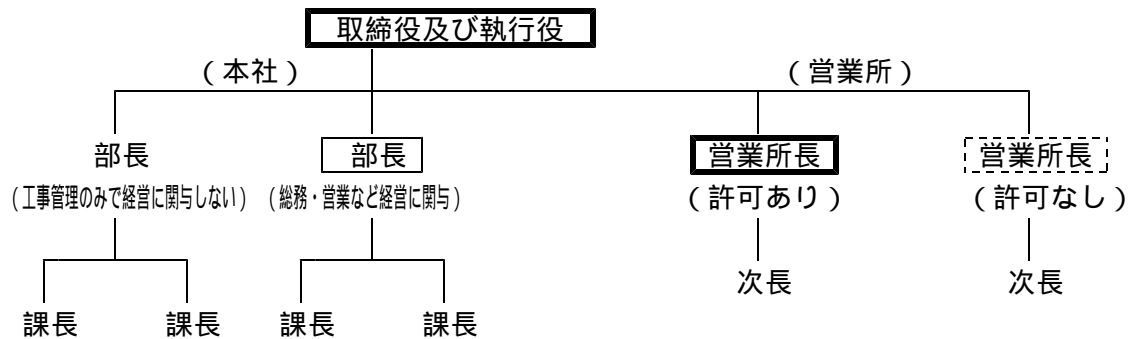
補佐経験が認められる年数は、実際に営業を行っていた建設業（業種）に係るものに限られる。（建設業許可の有無、請負実績又は対外的な営業活動の実態を確認）

【経営業務の管理責任者としての経験が認められる地位( 役職 )】

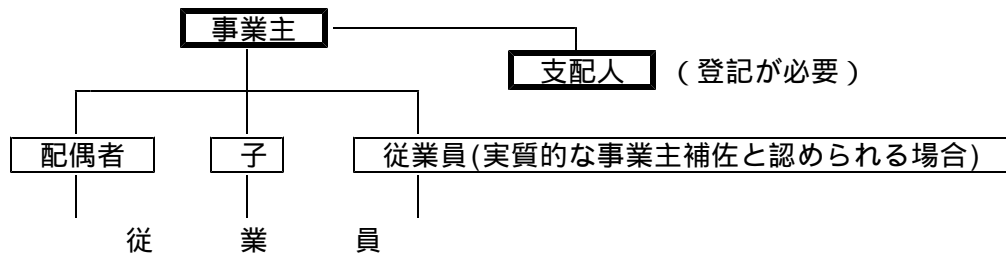
該当者の現在の役職は、法人にあっては常勤の取締役、個人にあっては事業主又は支配人

- 経営業務の管理責任者と認められる地位
- 状況により経営業務の管理責任者と認められる地位
- 経営業務の管理責任者に準ずる地位

< 法人 >



< 個人 >



( 2 ) 経営業務の管理責任者の証明者

- ・ 経営業務の管理責任者の経験は、**原則として経験期間中の使用者が証明する**が、合理的な理由がある場合には、同業者証明、自社証明も可とする。
- ・ 知事許可の場合、同一申請者が2回目以降の申請（法人成含む）をする時は、初回の更新時から、一度証明された者に係る証明者は自社証明で差し支えない。（個人業者含む）
- ・ 転職等で証明者が複数になる場合は証明者ごとに別として証明書を作成する。

証明者の適否

知事許可

経験の内容	使用者証明	同業者証明	自社証明
他社の役員			
自社の役員	-	-	
事業主	-		
事業主補佐			×

原則は 。

は の証明が得られない場合のみ可。

一度証明された者に係る証明者は でも可。

### (3) 経営に関するその他の留意点

#### 執行役と執行役員

- ・執行役は、商法特例上の大会社について、「取締役・監査役制度」と並んで認められた「委員会制度」を選択した会社にのみ置かれる機関で、「法人の役員」にあたる。
- ・執行役員は執行役とは異なり、取締役でない執行役員は商法上は使用人にすぎないが、「役員に準ずる地位」ではあり得る。

#### 営業所長での経験について

- ・営業所に許可があるかどうかは「建設業許可申請書の別表」、「令第3条に規定する使用人の略歴書」などで確認できるので、経験が県内許可業者でのものであれば本店所在地管轄の土木事務所、県外業者であれば監理課に問い合わせること。
- ・許可のない営業所の所長は基本的に認められないが、500万円未満の建設業請負契約の締結権限を持つことが確認できればよい。

#### 補佐経験の確認書類（平成16年5月25日監理第259号）

- ・経營業務管理責任者に準ずる地位にあったことについては、登記簿謄本や既出の建設業許可申請書などでは確認できないため、次の書類の提示を求める。
  - a. 地位の確認書類：業務分掌規程、組織図その他これらに準ずる書類
  - b. 権限の確認書類：定款、執行役員規程、取締役会規則、取締役就業規則、文書決裁規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
  - c. 業務の確認書類：請負契約の締結その他の経營業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類
- ・a～cの具体的な書類の提示ができない場合には、山口県独自様式である「**経營業務の管理責任者に準ずる地位での経營業務補佐経験証明書**」を、当時の組織図とともに提出させ、確認書類とする。なお、証明者は経営の証明者の取扱いと同じ。
- ・「**経營業務の管理責任者に準ずる地位での経營業務補佐経験証明書**」は許可を受けようとする業種ごとに別々に作成する。  
この場合、経験期間が重複しても差し支えないが、同一工事を工程等により2以上の業種に分けて記載することは認められない。

#### 特記事項

- ・営業所調査等により許可要件に関して特に付け加えるべき事情がある場合は、調書（様式問わず）を作成すること。

### (4) 常勤性の確認

新規申請等においては、営業所調査において、常勤性の確認を行うが、変更届提出時においても、営業所調査に準じた取扱い（同様の確認書類）にて経営の常勤性の確認を行うこと。

## 経營業務の管理責任者に準ずる地位での経營業務補佐経験証明書

1 下記の者は、工事業に関し、下記のとおり経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有することに相違ない  
 ことを証明します。

年 月 日

証明者

印

2 下記の者は、工事業に関し、下記のとおり経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有することに相違あり  
 ません。

年 月 日

申請者

印

記

経營業務の管理責任者の氏名		生年月日	年 月 日生			使用された期間	年 月から 年 月まで
使用者の商号又は名称							
準ずる地位での役職名	経 営 業 務 を 補 佐 し た 経 験 の 内 容					経營業務補佐経験年数	
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						年 月から	年 月まで
						合 計	満 年 月
使用者の証明を得ることができない場合の理由						証明者と被証明者の関係	

(記載要領)

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「経營業務を補佐した経験の内容」の欄は、工事名等を具体的に記載すること。
- 3 準ずる地位の関係を示す組織図、その他経營業務を補佐した経験を示すことができるものを添付すること。

## 2 専任技術者（専技）について

営業所ごとに、許可を得ようとする建設業の専任の技術者（専技）を**常勤**で置かなければならない。  
なお、実務経験の証明が必要な場合は、適正な証明者に証明されなければならない。

### （1）専任技術者（専技）と認められる者の資格（「業種別技術者有資格コード一覧表」を参照）

#### 一般建設業

次のイ、ロ、ハのいずれかに該当すること（法第7条第2号）

#### イ 学歴 + 実務経験（指定学科 建設業法施行規則第1条）

- ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、**指定の学科**を修めて**高等学校**を卒業した後、**5年以上**の実務経験を有する者
- ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、**指定の学科**を修めて**大学**を卒業した後、**3年以上**の実務経験を有する者（短大、高専は大卒とみなす。なお、民間の専門学校は学歴として考慮しない）

#### ロ 実務経験

- ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、**10年以上**の実務経験を有する者
- ・許可を受けようとする建設業（業種）とこれに技術的な関連のあるその他の建設業（業種）に関し、**通算で12年以上**（うち許可を受けようとする建設業に関する期間が8年以上）の実務経験を有する者（（3）を参照）

#### ハ 資格

- ・許可を受けようとする建設業に関し、**指定の資格**を有する者（昭和47年3月8日建設省告示第352号）

#### 特定建設業

次のイ、ロ、ハのいずれかに該当すること（法第15条第2号）

#### イ 資格

- ・許可を受けようとする建設業（業種）に関し、**指定の資格**を有する者（昭和63年6月6日建設省告示第1317号）

#### ロ 資格 + 指導監督的地位

- ・一般建設業の専技の要件を満たした上で、許可を受けようとする建設業に関し、**契約額が4500万円以上**（昭和59年9月30日までの経験は1500万円以上、平成6年12月27日までの経験は3000万円以上）の**元請工事**について**2年以上**指導監督の実務経験を有する者

#### ハ 認定

- ・国土交通大臣の認定した者

資格・認定は、いずれも申請書に資格者証（免状、合格証明書、合格証書、認定書）の写しを添付（受付窓口担当者が原本を確認）する。

### （2）専技の実務経験の証明

- ・専技の経験は、**原則として経験期間中の使用者が証明する**が、合理的な理由がある場合には、同業者証明、自社証明も可とする。
- ・知事許可の場合、同一申請者が2回目以降の申請（法人成を含む）をする時に、一度証明された者に係る一度証明された業種に係る証明者は自社証明で差し支えない（個人業者を含む）。
- ・転職等で証明者が複数になる場合は証明者ごとに別として証明書を作成すること。
- ・1業種ごと別として証明書を作成すること。
- ・1年1行で、主な工事名他何件と記載しても良いが、**工事件数が1年の実績に見合った件数**となっているか確認すること。

証明者の適否

知事許可

経験の内容	使用者証明	同業者証明	自社証明
他社の技術者			
自社の技術者	-	-	
事業主	-		

原則は 。  
 は の証明が得られない場合のみ可。  
 一度証明された者に係る証明者は でも可。

(3) 実務経験年数の概念

- ・ 1つの業種に関する経験期間は他の業種と重複できないため、同一人物が2業種以上を担当する場合は、次項目の「技術的に関連した業種」の場合を除いて**業種数×必要年数の経験が必要**となる。(法第7条2号ロ該当の場合、2業種ならば20年)
- ・ 技術的に関連した業種は、実務経験の通算が認められる。(法第7条2号ハ該当)  
 ただし、申請可能な業種及び合算できる業種は次のように限定され、年数は、**申請業種が8年以上+合算工事の合計で12年以上**が必要になる。

申請できる工事業	合算できるその他の工事
大工工事業	建築一式工事、内装仕上工事
とび・土工工事業	土木一式工事
屋根工事業	建築一式工事
しゅんせつ工事業	土木一式工事
ガラス工事業	建築一式工事
防水工事業	建築一式工事
内装仕上工事業	建築一式工事、大工工事
熱絶縁工事業	建築一式工事
水道施設工事業	土木一式工事

具体例

- ・ 大工工事9年+建築一式工事3年で大工工事の申請が可能
- ・ 大工工事9年+内装仕上工事9年で大工工事と内装仕上工事の両方の申請が可能
- ・ とび・土工工事9年+土木一式工事9年では、とび・土工工事のみ申請が可能  
 (土木の経験はとびに合算できるが、とびの経験は土木に合算できないため)

(4) 常勤性の確認

新規申請等においては、営業所調査において、常勤性の確認を行うが、変更届提出時においても、営業所調査に準じた取扱い(同様の確認書類)にて専技の常勤性の確認を行う。

## 業種別技術者有資格コード一覧表

( 〇は特定、一般とも可    〇は特定のみ可    〇は一般のみ可 )

有資格コード	資格区分 (必要な実務経験年数)	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清		
01	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業後3年又は5年の実務経験) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																														
02	法第7条第2号ロ該当 (10年の実務経験) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																														
03	法第15条第2号ハ該当 (同号イと同等以上) (大臣認定者)																														
04	法第15条第2号ニ該当 (同号ロと同等以上) (大臣認定者)																														
建設業法	11	1級建設機械施工技士																													
	12	2級建設機械施工技士(第1種～第6種) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																													
	13	1級土木施工管理技士																													
	14	2級土木施工管理技士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)	土木																												
	15		鋼構造物塗装																												
	16		薬液注入																												
	20	1級建築施工管理技士																													
	21	2級建築施工管理技士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)	建築																												
	22		躯体																												
	23		仕上げ																												
	27	1級電気工事施工管理技士																													
	28	2級電気工事施工管理技士																													
	29	1級管工事施工管理技士																													
	30	2級管工事施工管理技士																													
33	1級造園施工管理技士																														
34	2級造園施工管理技士																														
建築士法	37	1級建築士																													
	38	2級建築士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																													
	39	木造建築士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																													
技術士法	41	建設・総合技術監理(建設)																													
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)																													
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)																													
	44	電気・電子・総合技術監理(電気・電子)																													
	45	機械・総合技術監理(機械)																													
	46	機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」・総合技術監理(機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」)																													
	47	水道・総合技術監理(水道)																													
	48	水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(水道「上水道及び工業用水道」)																													
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)																													
	50	林業「林業」・総合技術監理(林業「林業」)																													
	51	林業「森林土木」・総合技術監理(林業「森林土木」)																													
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)																													
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																													
	54	衛生工学「廃棄物処理」又は「汚物処理」・総合技術監理(「廃棄物処理」)																													
電気工事士法 電気事業法	55	第1種電気工事士																													
	56	第2種電気工事士																													
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)																													
水道法	65	給水装置主任技術者																													
消防法	68	甲種消防設備士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																													
	69	乙種消防設備士 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																													

有資格 コード	資格区分 (必要な実務経験年数)	建設業の種類																										
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
71	建築大工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
71	建築大工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
72	左官(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
72	左官(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
66	ウエルポイント施工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
66	ウエルポイント施工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)																											
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)	[1年]																										
75	給排水衛生設備配管(1級)																											
75	給排水衛生設備配管(2級)	[1年]																										
76	配管・配管工(1級)																											
76	配管・配管工(2級)	[1年]																										
77	タイル張り・タイル張り工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
77	タイル張り・タイル張り工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
78	築炉・築炉工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブ ロック施工 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
79	ブロック建築・ブロック建築工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
80	石工・石材施工・石積み(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
80	石工・石材施工・石積み(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
81	鉄工・製罐(1級)																											
81	鉄工・製罐(2級)	[1年]																										
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
83	工場板金(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
83	工場板金(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作 業」(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作 業」(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
85	板金・板金工・打出し板金(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
85	板金・板金工・打出し板金(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
86	かわらぶき・スレート施工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
86	かわらぶき・スレート施工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
87	ガラス施工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
87	ガラス施工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
88	塗装・土木塗装・木工塗装工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
88	塗装・土木塗装・木工塗装工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
89	建築塗装・建築塗装工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
89	建築塗装・建築塗装工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
90	金属塗装・金属塗装工(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
90	金属塗装・金属塗装工(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
91	噴霧塗装(1級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											
91	噴霧塗装(2級) ( 特定については + 指導監督の実務経験)	[1年]																										
67	路面標示施工 ( 特定については + 指導監督の実務経験)																											

職業能力開発促進法

[注]



有資格 コード	資格区分 :(必要な実務経験年数)	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清		
職業 能力 開発 促進 法  [注]	92	畳製作・畳工(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	92	畳製作・畳工(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具施工(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具施工(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
	94	熟絶縁施工(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	94	熟絶縁施工(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
	96	造園(1級)																													
	96	造園(2級)	[1年]																												
	97	防水施工(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	97	防水施工(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
	98	さく井(1級) (特定については+指導監督の実務経験)																													
	98	さく井(2級) (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																												
61	地すべり防止工事士 (特定については+指導監督の実務経験)	[1年]																													
62	建築設備士	[1年]																													
63	一級計装士	[1年]																													
99	その他(実務経験要件緩和対象者)																														

[注] 職業能力開発促進法に基づく「2級」技能士については、平成16年度合格者より、資格取得後に必要な実務経験年数が「3年以上」に改正されました(平成15年度以前の合格者については従前のとおり「1年以上」になります)。

### 3 誠実性について

法人の場合は、当該法人、役員、令第3条の使用人が、個人の場合は本人、令第3条の使用人（支配人含む）が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな場合は許可を受けることができない。

### 4 財産的基礎について

請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していなければならない。

#### （1）財務状況の判断基準

判断の基準は申請日直前決算の財務諸表による。ただし、申請日が直前決算から4ヶ月以内で決算の手続きが終了していない場合は、その前の決算に係る財務諸表で判断する。

なお、新設の企業である場合は、設立時の財務諸表で判断する。

#### 一般建設業

次のいずれかに該当すること。

- ・自己資本の額が500万円以上である。
- ・500万円以上の資金を調達する能力を有する。
- ・申請日現在有効な許可がある場合は許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有する。

#### 特定建設業

次のすべてに該当すること。

- ・欠損の額が資本金の20パーセントを超えない。
- ・流動比率が75パーセント以上である。
- ・資本金の額が2000万円以上であり、かつ自己資本の額が4000万円以上である。

#### （2）財務状況の捉え方

##### 自己資本

法人にあつては資本金、新株式払込金、資本剰余金、利益剰余金、土地再評価差額金、株式再評価差額金及び自己株式（控除）、自己株式払込金（控除）の合計額。

個人にあつては、期首資本金、事業主利益及び事業主借勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額。

##### 欠損の額

法人にあつては当期末未処理損失が法定準備金及び任意積立金の合計を上回る額。

個人にあつては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額。

##### 資本金

法人にあつては株式会社の払込資本金、有限会社の資本の総額、合資会社及び合名会社の出資金額。

個人にあつては期首資本金。

##### 流動比率

流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数。

500万円以上の資金を調達する能力

次のイ、ロ、ハの**いずれかに該当**すること。

- イ 取引金融機関から申請者名義の500万円以上の預貯金の残高証明書が得られること。  
原則として証明書発行日現在の残高であること（手形の決済等の関係で、金融機関が発行日現在の残高を発行出来ない場合は、発行日に可能な限り近い日現在のもの）。  
複数の口座の残高を合計する場合は同一日付であること。  
証明書発行日が**申請日の1ヶ月以内**のものであること。
- ロ 取引金融機関から申請者に対する500万円以上の融資証明書が得られること。
- ハ 市町村の発行する固定資産評価証明書において、申請者名義の土地、建物について500万円以上の評価があること。  
固定資産評価証明書は1月現在のものとなるため、それ以後申請者の名義に変更している場合は登記により確認すること。  
預貯金と固定資産の合計が500万円を超える場合も該当とみなす。

### （3）財務状況に関する特殊事項

青色申告（簡易課税型を除く）を採用していない個人

財務諸表で自己資本が500万円以上であっても残高証明書等を添付させること。

〔参考〕青色申告とは、事業所得、不動産所得等が生じる納税者が、毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しく所得や税額を計算し、青色の申告書で申告する制度で、申告をするためには、正確な帳簿を作成する事が条件になっている。青色申告は、正確な帳簿を基に確定申告をしているので、簡易な記録で確定申告をしている白色申告に比べて、税務署や、融資を受ける際の金融機関などに対して信頼性があるといえる。

特定許可申請に係る増資

特定許可申請の場合、直前決算の状況が資本金以外の項目のすべてを満たしている場合は、申請日までの増資により資本金が2000万円以上となったことが登記簿で確認できれば要件を満たしていると判断する。

なお、この例外措置は資本金に対してのみ認められる。

（直前の決算時には自己資本が4000万円未満だが、資本金の増資により4000万円以上となる場合は認められない。自己資本はあくまでも決算時点で判断する）

## 許 可 要 件 審 査 票

商号又は名称								
許可申請の区分	1 新規    2 般特新規    3 追加    4 更新							
建設業の区分	1 一般    2 特定							
許可を受けようとする建設業の種類								
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清								
経營業務管理責任者	適    不適		不正又は不誠実な行為			有    無		
専任技術者	適    不適		決    算    期			月    日		
令3条使用人	適    不適		営業所調査報告書			有    無		
変更届出書の提出	営業年度報告		済    未		その他		済    未	
財 産 的 基 礎	一 般	1 自己資本の額500万円以上			(法人)貸借対照表 資本の部より転記 資 本 金 _____ 千円 新株式払込金 _____ 資本剰余金合計 _____ ( 資本準備金 _____ ) 利益剰余金合計 _____ ( 利益準備金 _____ ) 任意積立金 _____ 当期必消益(損失) _____			
		2 500万円以上の資金を調達する能力あり 預金残高 不動産等 その他( )						
	特 定	3 申請直前過去5年間の許可営業実績 (判定) 有(1,2,3いずれかに該当)    無			(個人)貸借対照表 資本の部より転記 期首資本金 _____ 千円 事業主借勘定 _____ 事業主貸勘定 _____ 事業主利益(損失) _____ 自己株式及び事業主貸勘定は控除科目 自己資本 (法人) + + + + + = _____ 千円 (個人) + + + = _____ 千円 ----- 欠損の額 (法人) (損失)が + を上回る額 = _____ 千円 (個人) (損失)が + を上回る額 = _____ 千円 ----- 流動比率 (流動資産) _____ 千円 (流動負債) _____ 千円 × 100 = _____ %			
		1 欠損の額が資本金の20%を超えない (1)右欄「欠損の額」が正なら可 (2)右欄「欠損の額」が負の場合 (欠損の額) _____ × 100 = _____ % (資本金) _____ < 20%なら可						
基 礎	2 流動比率が75%以上である _____ %							
	3 資本金が2000万円以上であり、かつ自己資本の額が4000万円以上である (判定) 有(1,2,3の全てに該当)    無							

月 日	
月 日	

## 役員等の氏名一覧表

フリガナ				
商 号				
所在地				
役 職 名	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日	備考
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				
1 代表取締役 2 取締役 3 事業主 4 その他 ( )				

## 5 許可申請書・添付書類全般のチェック事項

申請書類の記入方法の詳細については、「建設業の許可の手引き」(株大成出版社)の記載例と記載要領を参照のこと。

### (1) 日付

申請書及び添付書類に日付の漏れがある場合は受付時に申請者に記入させること。

なお、記載済みの日付(証明書等を含む)は申請日当日でなくても支障ないが、申請日の3ヶ月以内を目安(ただし、預金残高証明は1ヶ月以内)とし、それより古いものは差し替えを指導すること。

### (2) 印影

申請者、証明者としての印は、法人にあっては代表取締役印(丸印)、個人にあっては私印を押印する。

ただし、許可申請者の略歴書(様式第12号)、令第3条に規定する使用人の略歴書(様式第13号)については、本人の私印を押印する。

### (3) 不要項目の削除

様式に既に印刷してある次のような項目については、不要のものを二重線で消すこと。

- ・申請の宛先(地方整備局長、北海道開発局長、知事)
- ・許可権者(国土交通大臣、知事)
- ・許可区分(般、特)
- ・建設業法の該当文
- ・申請者、届出者の別

### (4) 記載内容相互のチェック

関連した事項について、内容に矛盾や記入漏れがないか確認すること。

#### ・許可業種

建設業許可申請書(様式第1号)

申請書別表

工事経歴書(様式第2号又は様式第2号の2)

直前三年の各営業年度における工事施工金額(様式第3号)

経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)

専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号(1))

定款、商業登記簿謄本(法人の目的)

#### ・役員(代表者、経營業務の管理責任者)

建設業許可申請書(様式第1号)

申請書別表

経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)

許可申請者の略歴書(様式第12号)

商業登記簿謄本

#### ・工事施工金額

工事経歴書(様式第2号の2)(営業年度で集計している場合)

直前三年の各営業年度における工事施工金額(様式第3号)

損益計算書(様式第16号又は様式第19号)

## 6 許可申請書の進達

### (1) 申請書の様態

新規（般特新規、許可換え新規含む）業種追加、大臣許可の更新

- ・申請書（正本）は、綴じ紐で綴じて進達すること。（ホッチキス止めは不可）
- ・申請書の右上に「新規」「般特新規」「追加」「法人成」等の区分を記載すること。
- ・様式第1号（許可申請書）の「行政庁記入欄」の記入できる箇所は記入すること。
- ・土木（建築）事務所で作成した次の書類を添付すること。
  - 「営業所調査報告書」
  - 「許可要件審査票」
  - 「役員等の一覧表」（知事許可の新規、許可換え新規申請のみ必要。綴じ込まないこと）
  - 「形式審査表（大臣許可業者）」（大臣許可のみ必要）

更新（大臣許可の場合は新規と同様）

- ・申請書（副本）はホッチキス止めとすること。
- ・申請書の右上に「更新」と記載し、許可通知年月日、許可有効期間始期、許可番号及び様式第1号（許可申請書）の「行政庁記入欄」は全て記入すること。
- ・土木（建築）事務所で作成した次の書類の写しを添付すること。
  - 「営業所調査報告書」
  - 「許可要件審査票」

### (2) 申請に関連した書類

進達する申請書に係る変更届は、申請書より先か、少なくとも同時に監理課に到達するよう進達すること。

変更届以外にも参考となる資料がある場合は、申請書とともに進達すること。

## 形式審査表(大臣許可業者)

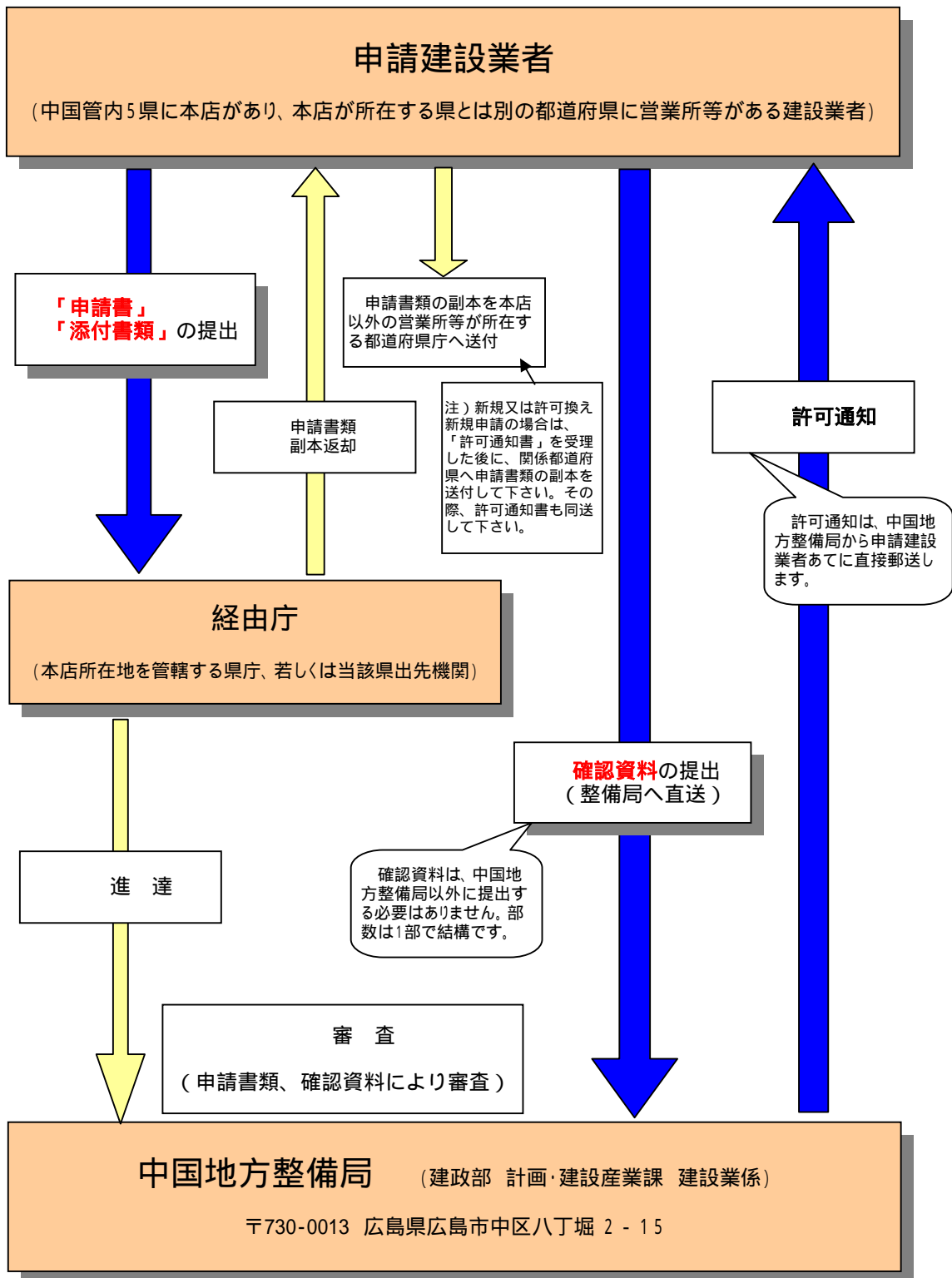
受付年月日	申請者名	許可番号								
		新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新
建設業許可申請書 :許可申請事務担当者氏名等										
別表										
:登録免許税(広島東税務署)										
:収入印紙										
工事経歴書										
直前3年の各営業年度における工事施工金額										
使用人数										
誓約書										
経営業務の管理責任者証明書										
専任技術者証明書(新規・変更)										
専任技術者証明書(更新)										
卒業証明書										
実務経歴証明書										
その他の資格証明書										
指導監督的実務経歴証明書										
その他の資格証明書										
令第3条に規定する使用人の一覧表										
国家資格者等・監理技術者一覧表										
許可申請者(法人の役員・本人・法定代理人)の略歴書										
令第3条に規定する使用人の略歴書										
定款 (法人のみ)										
株主(出資者)調書 (法人のみ)										
貸借対照表										
損益計算書 完成工事原価報告書										
利益処分(損失処理) (法人のみ)										
附属明細書 (法人のみ)										
商業登記簿謄本 (法人のみ)										
営業の沿革										
所属建設業者団体										
納税証明書(法人税又は所得税)(納付すべき額及び納付済額)										
主要取引金融機関名										

不要  
 省略可能な場合あり

財産的要件	該当欄にチェック
財務諸表(申請時の直前の決算期又は創業時)	
許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	
500万円以上の預金残高証明書等(申請日の直前30日以内に発行されたもの)	
上記に当てはまらない場合は中国地方整備局へ連絡	



# 中国管内5県に本店のある 国土交通大臣許可業者に係る許可申請手続きフロー



変更届の提出については、上表フローの で手続き完了です。 に対応する行政庁からの通知等はありません。